

# ふるさと辰野寄付金ふるさと寄`付渡（ぎふと）協力事業者募集要領

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 7 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

## 1 目的

ふるさと辰野寄付金制度を通じて、寄付者に対して地元特産品等を提供することにより、辰野町特産品等の PR 及び町内産業の活性化の相乗効果を図り、辰野町の魅力を町外へ広め、交流人口の増加に寄与することを目的とするため、お礼の品として進呈する商品の提供に協力していただける事業者を募集する。

## 2 応募の要件

協力事業者及び商品は、下記の要件に全て適合すること。ただし、町が適当でないと認めた場合や、お礼の商品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがある。

### (1) 協力企業

- ア 町内に事業所を有する法人や個人事業者など。
- イ 町税の滞納がないこと。
- ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- エ 事業所の町内外問わず、地場産品基準（総務省告示第 179 号第 5 条）に該当するお礼の品を提供する事業者。

### (2) 商品

#### ①要件

- ア 辰野町の特産品、または辰野町を懐かしんでいただける商品や辰野町の PR につながる商品であること。
- イ 町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。ただし、町外であっても地場産品基準（総務省告示第 179 号第 5 条）に該当する商品は可とする。
- ウ 町から依頼後、速やかに商品が発送できること。ただし、生産量、収穫時期の制限により通年納品できない場合には、提案時に提供期間、提供量を明示すること。
- エ 飲食物の場合は、商品到着後 1 週間程度の賞味期限が保証される商品であること。
- オ 商品は「単品」「詰合せ」のどちらでも可とする。
- カ 全国各地に配送が可能であること。

## 3 協力事業者のメリット

- (1) 町のホームページ及びパンフレット等に商品画像・商品名、商品 PR コメント、事業者名などが掲載される。
- (2) お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封し商品の PR が可能。
- (3) 新たな販路の拡大につながる
- (4) 新規事業へのきっかけづくり（他事業者との連携）

## 4 募集期間

随時

## 5 応募方法

別紙『ふるさと辰野寄付金「ふるさと寄附金（ぎふと）」協力事業者申込書』に必要事項を記入し、写真（画像データ）及び商品資料等とともに、辰野町役場まちづくり政策課まで郵送、メール、FAX、持参のいずれかの方法で提出する。

## 6 協力事業者の決定

申込内容等を総合的に判断し、事業者を決定し、その結果を当該申込事業者へ連絡する。

## 7 発送・納品について

商品の発送は、原則事業者が行うこととし、発送日の調整など寄付者と連絡を取る必要が生じる場合の対応も原則として事業者が行うこと。

## 8 届出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかにまちづくり政策課まで届け出なければならない。

- (1) 商品の発送に遅延が生じたとき。
- (2) 商品価格の変更が生じたとき。
- (3) 商品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき。
- (4) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- (5) その他、申込書の記載事項に変更が生じたとき。

## 9 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- (1) 提案内容に虚偽があったとき。
- (2) お礼の品及び提案事業者が募集要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他町及び寄付者に損害を及ぼす行為があったとき。

## 10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、個人情報の取り扱いについて、「辰野町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 協力事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとする。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負わない。

## 11 申し込み・問い合わせ先

〒399-0493 辰野町中央1番地 辰野町役場 まちづくり政策課 ふるさと納税係

電話：0266-41-1111 FAX：0266-41-3976 メール：furusato-t@town.tatsuno.lg.jp